

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市ふるさとまちづくり寄附条例(平成20年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申出)

第2条 寄附の申出は、香芝市ふるさとまちづくり寄附申出書(別記様式)により行うものとする。

(寄附金の受入れ等)

第3条 寄附金は、随時受入れを行うものとする。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、寄附金の受入れを拒否し、又は既に收受した寄附金を返還することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、前項の規定による拒否又は返還をした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成等)

第4条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、香芝市ふるさとまちづくり寄附金台帳を作成しなければならない。

2 市長は、条例で設置する香芝市ふるさとまちづくり基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(運用状況等の公表)

第5条 市長は、寄附金の運用状況、寄附者の氏名又は団体名、市町村名までの住所又は所在地(以下「氏名等」という。)、寄附金額及び指定した事業を公表するものとする。ただし、寄附者自らが氏名等の公表を希望しない場合は、これを公表しないものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

香芝市ふるさとまちづくり寄附申出書

年 月 日

香芝市長 様

住所
（団体の場合は所在地）
氏名
（団体の場合は名称）
電話番号
Eメールアドレス

私は、香芝市を応援するため下記のとおり寄附の申出をします。

寄附金の使途の指定（寄附メニュー）	寄附金額
1 安全で安心な暮らしの向上に関する事業	円
2 教育及び子育て環境の充実にに関する事業	円
3 自然環境及びまちなみ景観の保全に関する事業	円
4 健康及び福祉の充実にに関する事業	円
5 文化芸術及び生涯学習の振興に関する事業	円
6 地域産業の振興に関する事業	円
7 使途は指定しません。	円
合 計	円

ご希望される使途の番号に 印と該当する寄附金額欄に金額を記入してください。

寄附金の納付方法について

- 1 専用納付書により金融機関より納付 2 ゆうちょ銀行で払込取扱票により納付
3 香芝市役所企画政策課へ現金持参

上記のうちご希望の納付方法に 印を記入してください。

氏名（団体名）及び住所（市町村名まで）の公表について

市広報紙及びホームページにおいて公表させていただいてよろしいですか

- 1 はい（同意する） 2 いいえ（匿名希望）

上記のうちご希望の方に 印を記入してください。 印の表示がない場合は、公表に同意されたものと判断させていただきます。